

全学学類・専門学群代表者会議 第四回意見聴取会 議事内容報告書

作成者：新宮菜月

【日時】 2018 年 10 月 24 日

【場所】 5C216

【出席】 全体 75 定足 38 出席 26 遅刻 4 早退 1

【資料確認】

18250 第四回意見聴取会議事次第
18252 学園祭実行計画書の承認過程に関して
18253 学園祭実行委員会委員長・副委員長任命に関しての提議
参考資料 1 学園祭実行委員会について
参考資料 2 学園祭実行委員会について新旧対照表
18247 学園祭実行計画書の承認過程に関して
18248 学園祭実行委員会について（改正案）

【会議内容】

今回の第四回意見聴取会では以下の議題を扱った。

議題① 「学園祭実行委員会について」の改訂に関する要請  
<担当：学園祭実行委員会に関する特別委員会>

○四家議長

会議に移る。

議題①「学園祭実行委員会についての改訂に関する要請」について学園祭実行委員会に関する特別委員会。

○学園祭実行委員会に関する特別委員会

議案提出に至る経緯は議事録で確認すること。

資料番号 18248 の内容に関して、学実委の常設化。毎年 3/31 に解散して 4/1 に全代会側で承認していたのがなくなるという全代会側の利点、学園祭準備委員会がなくなること  
で年度の始まる前から具体的な行動に移りやすいという実委側の利点がある。

## 【審議】

## ○質問

資料番号 18252・参考資料3について、「各資料は、全代会構成員による確認が随時行われるように配慮しなければならない」という文言に関して、誰が配慮しなければならないのか、なぜ「配慮」を入れたのか。「配慮」だとニュアンスが弱い気がする。(人文・竹下)

## ●回答

「誰が」という主語をはっきりさせる必要がないと感じる。「配慮」ということだが、具体的な方法は Slack に上げさせるようにという考えはあるが、具体的な方法を書くのは条文にそぐわない。しかし、「配慮」を削除しても問題ないと感じるため、「配慮」は削除する。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

現在の規則では、学園祭実行委員会は何か組織として問題があったときに成立させないことによって存在が止められていたが、改正案によると存在がほぼ保証されてしまっているのではないか。実行委員がなにか問題を起こしたときに止めさせる措置はあるか。

(数学・五十嵐)

## ●回答

対策(止める方法)としては、委員長副委員長の罷免、一般委員をやめさせる、という権利があるので、ストッパーとしての能力は維持されていると考える。しかし、組織としてなくすことはできなくなることは確かだ。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

全大会の議決によって組織の活動を止める、もしくは解散させる条項があればいいと思う。(数学・五十嵐)

## ●回答

解散に関する条項を作ると結成に関する条項をまた追加する必要があるが、常設した以上その条文を盛り込むのはどうかと考える。学実委をその年でストップさせる必要があるかどうか。罷免だけでストッパーになると思うが。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

どちらがよいかではなく、今回の改正の目的は「毎度全大会が集まり議決を取らなくても学実委を存在させることができるようにする」というものだが、目的とは異なる要素をできるだけ変えないようにすべきではないかということで先程の意見に至った。

(数学・五十嵐)

## ○質問

解散に対する条項でなくていいと思う。学実委を解散するという大がかりなことでも、学実委の中にいる人を罷免していくものがあれば十分だと思う。全代会だけの意思で罷免を行うことはできるのか。罷免の請求をすることはできるが、学実委の中で過半数の賛成がなければ罷免できないのではないか。(比文・関口)

## ●回答

新案第八条第十項に、委員長副委員長に関しては全代会だけで罷免をすることができる。委員長副委員長は全代会の請求には基本的に逆らえないので(4)の請求法はほぼ通る。通らなければ委員長副委員長を罷免すればよい。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

それがあれば十分だと思う。(比文・関口)

## ●回答

資料の目的からして、実委の箱ごと壊すのはやりすぎ、箱を新しく作るのは大がかりになるという印象を持っているので、できるだけ入れたくないと考える。他に意見はあるか。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

変更したことによる具体的な変化は話したろうか。この資料は実委側の意向・全代会の意向・大学の意向を踏まえて書いてあるが、変化によって何ができるようになるかを具体的に聞きたい。(資源・石川)

## ●回答

資料番号 18248 の改正によってできるようになることであるが、全代会としてできるようになることというのは現状と変化がないと思っていただいてよい。この資料の変更は、手続きの省略を主幹においている。学実委を永続的なものでなく、途中で解散させるということではできなくなる。細かい変更によって生じるものは、逐一条文によって解説したほうがいいのかということだろうか。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

主に 1.常設化、2.会議の簡素化、3.委員長任命に関して、の 3 点によってそれぞれ何ができるようになるかを具体的に聞きたい。文言の訂正は別の話である。(資源・石川)

## ●回答

新旧対応表を参考に、運用上の変化について解説する。

第 7 条について、全代会と少し離れるが、学実委が委員を募集する方法に変更あり。

- ・各学類 1 名以上必須→募集を行うのみ
- ・選出された委員の全代会への報告義務→実際には行われていないため、要請があれば全

代会に報告するように変更。

第8条(旧版9条)について

・委員長副委員長の辞任は、全代会の承認が必要→削除し、委員長副委員長がやめたいと言った際に全代会は止められなくなったという変更。

旧版第10条の削除

何らかの理由で全代会が解散した場合でも学実委が存続することになる。

以上より、全代会のほうで学実委の存続のストップはできなくなる。

資料番号18252の学実委計画書の承認過程に関して、

6月に承認した一次実行計画書は、全代会議長団の承認をもって承認とする。会議で否認することができなくなるが、議長団が否認することができるという変更。

二次実行計画書は参考資料として取り扱う。一時実行計画の会議が行われなくなる。

資料番号18253について、新しい委員長副委員長の意思表明を聞いて全代会が投票で承認・否認を決めていたが、否認が行われることはまずないということ、一時実行計画書がある程度学実委に委ねるので、全代会側で議論を行ってまで新しい委員長副委員長を決めることではない。→全代会は新しい委員長副委員長の任命拒否ができなくなる。

(学実委に関する特別委員会)

○質問

資料番号18248(8)について、もし学実委の過半数に問題が見られ、問題が続いていたおり、問題のある過半数が同じ意志の場合、どんな問題があっても、委員長を解任したとしても、新たに選ばれるのは過半数の同じ意思の中から選ばれた委員長になる。委員長が存在しないことには委員の解任を請求できないし、委員長がいたとしても、どの委員の解任を請求したとしても、それが委員長に認められることがなくなってしまうという問題がある。組織全体に問題があったときの打開策が途切れる可能性が存在する。特定の委員を確定で解任させることができないと厳しいのでは。

(数学・五十嵐)

○質問(議論)

過半数が好ましくない運営をするのであれば、それは実行計画書を否決すればいいのではないか。(資源・石川)

○質問(議論)

そもそも学園祭に関する活動とも限らない点で問題が見られる場合の話だ。

(数学・五十嵐)

○質問(議論)

つまり素行ということか。例えば、日々の生活態度、犯罪などということか。

(資源・石川)

○質問(議論)

そうではなく、委員会が目的を外れて活動している場合だ。

(数学・五十嵐)

## ○質問(議論)

それは全代会が責任を負える範囲を逸脱している。組織として健全体であることを前提として定めているのであって、例えば政治活動に関しては、この条項で左右できる内容ではないと感じる。(資源・石川)

## ○質問(議論)

たとえ学実委がその名前をもって営業などを行っていたとしても、全代会は目的に反することに対しては責任を逃れるのだろうか。(数学・五十嵐)

## ○質問(議論)

全代会の学実委の行動に対する責任というのは、1.実行計画書に出てきたものを履行しているかどうか、2.そもそも計画自体に問題がないか、の2点であって、全代会が学実委の上部組織であるため、直接的に全代会が学実委に対して物を言う権利は存在しており、現行の制度で明文化されてはいないものの存在している。一方、実行計画書そのものに不備があれば、それに関する指摘というものは、今回の改正による変更でも可能であるとする。(資源・石川)

## ○質問(議論)

実行計画書云々ではなく、学実委は全代会の下部組織として活動しており、委員長の任命は全代会が行っている。その委員長の方針に則って行われるどんな活動も、全代会に責任がかかると思う。(数学・五十嵐)

## ○質問(議論)

責任はかかると思うが、学実委というのは、全代会の下部組織ではあるが、全代会の他の委員会(例えば広報委員会)とシステムが同じになる。広報委員会は副学長決定で存在が認められているので、申し合わせで常設化が認められる学実委と同じものと考えている。その行動に関してのことを毎年実行計画書に出してもらっている。その実行計画書に反する行動が行われていけば、それを議長団が止めるのはそれまでと変わらない。もしその行動を行うリーダーがいるならば、追加された条項において、そのリーダーを解任するというふうにすれば、なにか問題が起こる点はあるだろうか。(資源・石川)

## ○質問(議論)

少なくともリーダーの解任だけで解決しないと思う。

- ・問題のある過半数の委員によって同じ委員長が選ばれる可能性
- ・仮に選ばれても、任命しなければいいとなったとしても、委員長がいなければ委員の解任ができない。委員長がいなければ、そもそも解任不可能なので、組織全体の問題の蔓延は防げないのではないか。(数学・五十嵐)

## ○質問(議論)

資料番号 18248 の「当該委員の解任を請求できる」ではなく、「当該委員を解任しなくてはならない」と書くとよいのか。(資源・石川)

## ○質問(議論)

少なくとも、「解任させる」というふうの文であれば自分の中では解決する。

(数学・五十嵐)

## ●回答

第八条第四項について、委員長を介さず直接解任させることは不可能であるが、「解任しなければならない」という条項にすることは可能だが、どうか。

(学実委に関する特別委員会)

## ○質問(議論)

その方法でも自分の考えは達成される。(数学・五十嵐)

## ○質問(議論)

それを盛り込んでも、他に齟齬の出る情報は発見されないので、その案には賛成である。

(資源・石川)

## ●回答

次回本会議の前に生活課で確認したのち、案を訂正して議案を提出することとする。

(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

誤字なのだが、資料番号 18248 の「この取扱は平成 25 年 12 月 5 日から実施する」という部分が残っている。(メ創・相川)

## ●回答

消す予定である。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

例えば議決でこれが承認された場合、実施はいつ頃になるのか。(数学・五十嵐)

## ●回答

来年 1 月から。またこれによって学実委の任命の会議を行わなくて済むようになる。

(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

そもそも、これまで 45 回委員長副委員長の選出を続けていたと思うが、その歴史の中で、あえて続けていた理由や歴史的背景はあるのか。(知識・中村)

## ●回答

全代会と学実委の歴史について。もともと 2 組織は別の組織だった。全代会は大学の自治が目的の研究会が前身。学実委は、「学園祭を実施したい」という人たちが集まったサークルのようなもの。全代会は大学から全代会としての仕事を学長副学長決定のかたちで書かれて成立していった。学実委は Z とは別の方法で大学と交渉して学園祭は平穩に

行われていたのだが、第3回以降学園祭が何度も大学側から止められていた。

- ・ 部落系の企画
- ・ 政治的な企画
- ・ 夜間にかけてまで行うようなイベント

がこれまで問題視されていたという経緯があった。全代会は、これらの企画を学生のあいだで解決するように望まれたためにできた組織。しかし、学実委設立当時、全代会は学生の自由な学園祭を大学側から何を言われようとも行う派閥と学園祭を平穩に行う派閥とで対立しており、過激な応酬が続いていたという経緯がある。学実委が、応酬の中で、大学から停学になっている者などを組織の中に入れていたということがあり、それに対応するために、毎年「この人に任せて大丈夫だ」というのを確認する形にした。これは全代会内で過激派が台頭しないように、最終決定できる権限を毎年変更できるようにしたという経緯がある。学実委に関する特別委員会は私が学実委を話し合ったなかで発足したという点で責任はあるのだが、学実委や大学側と話した結果、差別問題・政治に関する企画はここ20年が出てきていない。また、学実委と大学、全代会と大学との対立構造が以前に比べて格段にみられなくなったため、学実委にある程度の権限が設けられるようになったため、今回の改正に至っている。(学実委に関する特別委員会)

#### ○質問

資料番号18252に関して、「また、学園祭開催に関する要請の審議において、参考資料として全代会構成員による審議を行う」とあるが、学園祭開催に関する要請は、1年前に行うものではないか。(メ創・相川)

#### ●回答

混同しやすいのだが、先週議決した、内容は学園祭の開催を大学側に申請する最後の段階に行うもの。#conference、10/5の会議の資料番号18235にある。「下記の事項を要請する」の申請の可否を同じ10月頭に審議し、その参考資料として実行計画書を取り扱うということだ。(学実委に関する特別委員会)

#### ○質問

実行計画書は全体には通さないということか。(メ創・相川)

#### ●回答

そのとおりである。実行計画書はすべて、学内行事委員会および議長団の決議によって大学側に提出する。他の座長団は提出資料を見て審議する。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

学園祭実行計画書の承認過程に関して、別案との違いが分からなくなった。学園祭開催に関する要請の審議の参考資料として二次実行計画書を使うというのが以前の案であったが、別案は、二次実行計画書を審議したあとに、学園祭開催に関する要請を審議するのだろうか。(人文・畠村)

## ●回答

別案だと例年通り二次実行計画書の承認過程となって、一回の会議で実行計画書と学園祭開催の要請を同時に審議するかたちとなる。実際の議論は計画書の内容に関するものだった。その名前が変わっただけということだ。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

この2つは対して変わらないのか。(人文・畠村)

## ●回答

全代会が行うこととしては対して変わらないが、議案であるということと参考資料であることは大きな違いである。議案はその内容に虚偽があってはならない。だから、会議直前まで学実委の変更を受け付けて書き直す。会議の場になって相当量の資料訂正が出てくる。例えば、学実委のほうの企画リストについて、変更締め切り後の企画の削除など。そういった変更は報告書に書けば良いのであって、直前の手続きを会議に持ち込まないようにする変更である。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問(意見)

資料番号 18252 について、定義理由のところ、突然「内行」という言葉が記載されているが、これは「以下内行」というようなかたちで書くと良い。(日日・瀬部)

## ○質問

資料番号 18252 の承認過程に関して、学実委側からなにかしてほしいような話はあったか。参考としてそういった情報があると、決議権がある以上全代会としてどうすればよいか考えやすい。(化学・田邊)

## ●回答

資料番号 18252 による学実委との話し合いだが、会議を減らしたいというのはお互い同じ考えであった。二次実行計画書は細かい内容が含まれているため、重要度から考えてこちらの会議を削るわけにはいかないと考えたため、学実委と話し合った上で提案した。学実委からは、できれば会議の回数を減らしてほしいということであった。

(学実委に関する特別委員会)

## ○質問(意見)

資料番号 18253 の2行目から説明なしに「実委」という略称が突然出てきている。正式略称は「学実委」である。(社学・菱沼)

## ○質問

結局のところ、学長に開催の話をする必要がある。仮に悪意を持とうと思えば持てないだろうか。参考資料として扱うからぼやかして書いておいても構わない。当日、なにか問題があってからあとに怒られるということがないか。今は悪意を持たないことがこの議案の前提となっているので、もう少し規則が必要ではないか。(知識・中村)

## ●回答

実行計画書を承認してそれに沿って動くことを前提に承認しているので、ひとまず全代会に責任はない。ぼやかされた計画書を出されるのはどうかと思うし、どうしようもないが、我々で承認した実行計画書を実行するのは問題ない。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問(意見)

上部組織である以上責任はある。しかし、学実委が出した計画書に則らない行動は、明らかに全代会では対応しきれないものであると認識している。それは大学・全代会・学実委のなかで問題が起こらないのは前提条件である。なので、現行のシステムで、書いていないことをしてしまったときのペナルティはない。虚偽に関しては適宜対応していくしかない。(資源・石川)

## ○質問

問題を未然に防ぐための規則なのに、責任がないと述べるのは気分が良くないので、もう少し理論的な返事をいただきたかった。(知識・中村)

## ●回答

長らく信頼をしており、問題を起こしていないので、この資料ではペナルティを課していない。もし問題が起こった場合の対処は、次の代に任せる。次年度に続くペナルティを課すことは可能なので、後の世代に任せる。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問(議論)

ペナルティがなくても、力関係がはっきりしており、旧委員長以外の解任は可能なので、ある程度の予防はできていると思う。(数学・五十嵐)

## ○質問

全代会と学実委の信頼関係が崩れたときに適した別の対策は、この改正案があってもできるのではないだろうか。(化学・三浦)

## ●回答

そのような状態になったときは、この改正案を作るようにまた改正案を作成する者が現れると思うので、対策は可能だと思う。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

皆が心配されているようなものは、改正案で解決できるということか。(化学・三浦)

## ●回答

基本的に対処は新しい文面を作ることで行われると認識している。

(学実委に関する特別委員会)

## ○質問(意見)

議長団の考えとしては、今回の審議を超えた事態が発生した場合、議長団のほうでも特別委員会を開く、副学長と全代会で対話をする、申し合わせを作るといった形で対応できるが、未然の対策は前提である。(議長：知識・四家)

## ○質問(議論)

組織が正常に動くことを前提に審議するということがいいと思う。もし心配する人が多いなら、改正案に、「そのときに応じた臨機応変な対応をする」という文書を入れておけば良いと思う。(化学・三浦)

## ●回答

そのとおりであるが、想定している範囲でできる限り対応しようと思っている。

(学実委に関する特別委員会)

## 【学園祭実行委員会より】

まだ別案が残ってしまったが、どちらが賛成なのか意見をみたいと思う。自分としては18252に賛成だが、別案の方に賛成する理由を聞かせてほしい。

(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

「参考資料として扱う」という表現は、厳密性とは異なるものと考えてるので、二次実行計画の厳密性を全代会が関与できないなら承認できない。(人文・竹下)

## ●回答

会議では参考資料は大学への提出がないものであるが、参考資料は議案に付随するもので、議案の審議の参考にする。皆からの Slack での意見を参考に内行と議長団が審議を行うかたちを取るが、それでは不足か。(学実委に関する特別委員会)

## ○質問

内行の引き継ぎが行われていくことが前提。引き継ぎの際に内容が変わる可能性があるので、座長団の関与ができる形にしたほうがよいと思う。(人文・竹下)

## ●回答

今回は議案として別々に審議したいが、後々申し合わせとして文面にしてまとめたいと思うので、これは規則として残る。(学実委に関する特別委員会)

○質問

うまく伝わらなかった部分があったが、参考資料の内容について内行と座長団が話し合えるというのは、あくまでも内行がどう対応するかであって、内行に対して座長団が正式に自分の意見を反映してもらうというのがこのような条文だと削られてしまうのではないか。(人文・竹下)

●回答

具体的な意見収集に関しては前例がないので記載していない。口頭、Slack などの方法がある。それが反映されず、うまく機能しなかった場合は、学園祭実行に否認するという形で座長団が学園祭開催に関する要請を否認する権利はあると思う。

(学実委に関する特別委員会)

○質問

現時点では保留にする。(人文・竹下)

議題①について意見のある者は Slack などでも引き続いて共有してほしい。以上で本日の審議は終了する。(議長：知識・四家)

**【委員会報告】**

○議長団：

11/3(土) 14:00~15:00 筑波大学 OB との交流会に参加する 2 名を募集

○総務委員会

本会議の準備を行った

○学内行事委員会

近日引き継ぎをする予定

○教育環境委員会

施設部へ行き、アンケートを作成した

○生活環境委員会

駐輪場についての話し合いを行った

○調査委員会

全代会掲示板のまとめを行った

○広報委員会

Campus217号の執筆を行っている

各委員会の活動が終わったら Twitter に進捗報告をしてほしい

○学実委に関する特別委員会

資料改訂を行った

○新入生歓迎特別委員会

特になし

**【諸連絡】**

進行中の話として、国際教養大学の方が来学して全代会室で交流する。日時未定。

○四家議長

以上で第四回意見聴取会を閉会する。

以上